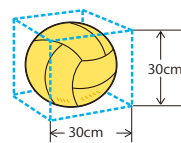




普通ごみとして収集するのは**最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの** (資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く) で概ね次の品目のごみです。

詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。(8ページ参照)



台所ごみ・生ごみ



プラスチック製品



ガラス製品



日用品



出し方と注意



- 1回の収集につき、**3袋(45ℓ)程度**まででお願いします。
- 剪定ごみや除草ごみは、袋にまとめて収集日にお出してください。ただし、**多量の場合は有料**となります。
- 引越しに伴うごみや大掃除などで**一時的に多量に出るごみ**については、**有料**になりますので、排出される場合は、3ページの「粗大ごみ収集」をご参照ください。

- 傘やほうきなどの袋に入りきらないものをごみに出す場合は、片側を袋に差し込むか、「**不用品**」など表示してください。
- ライターは**使い切り**、吸い殻・マッチ・花火などの火の気のあるものは、**完全に消してから**お出してください。
- 食用油などは、**紙や布にしみ込ませるか、固める**などしてお出してください。
- 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃などは、**厚紙などに包んで**、袋に「**キケン**」と表示してからお出してください。
- 紙おむつなどは、**汚物を取り除き、ポリ袋に入れる**など、**臭気が漏れない**ようにしてお出してください。

※分別収集対象品目が混ざっている場合や、中身の見えるごみ袋以外で排出された場合は、啓発シールを貼り、残置します。

からすネット(防鳥用ネット)を貸し出します

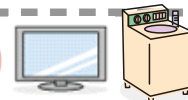
大阪市では、からすによるごみの散乱被害を防止するため、大阪市が収集するごみの持ち出し場所(概ね5世帯以上で利用されている場所)に、からすネット(防鳥用ネット)を無償で貸し出します。

大阪市HP
からすにごみを
荒らされて
お困りのときは



家電リサイクル法対象品目

エアコン・テレビ・冷蔵庫
冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機



ご家庭で不要となったエアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機の家電リサイクル法対象品目は、買い換える場合や過去に購入した販売店等がわかる場合について、当該販売店等に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。**大阪市では、引き取りや収集・運搬を行っておりません。** 買い換え以外で、過去に購入した販売店等が不明な場合の処分方法は、次のとおりです。

処分する対象品目の確認

メーカーや規格(大きさ等)を確認しておく。

郵便局でリサイクル料金を支払う

郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途、振込手数料が必要です。)

自分で運搬できる

指定引取場(※)へ

処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」と併せて指定場所に搬入してください。

自分で運搬できない

許可業者(※)へ

大阪市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可を有している『許可業者』へ運搬を依頼してください。運搬料金を許可業者に支払い、処分する対象品目とあらかじめリサイクル料金を支払った「家電リサイクル券」を許可業者に引き渡してください。

■主なメーカーのリサイクル料金の目安(令和6年4月1日現在)

エアコン	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
990円	1,870円	2,970円	3,740円	4,730円	2,530円

■リサイクル料金のお問い合わせ先

家電リサイクル券センター

☎ 0120-31-9640 FAX 03-3903-7551

(※) 指定引取場所、許可業者については、環境局ホームページ「家電リサイクル法対象品目の出し方」
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000369358.html> をご覧ください